

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定

日本国及びフィンランド共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフィンランド共和国をいう。
- (b) 「フィンランド」とは、フィンランド共和国をいう。
- (c) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

フィンランドについては、フィンランドの国籍法にいうフィンランド国民

(d) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度に関する日本国の法律及び規則

フィンランドについては、次条2に掲げるフィンランドの制度に関するフィンランドの法律及び規則

(e) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度を管轄する政府機関

フィンランドについては、社会保健省

(f) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。

）

フィンランドについては、次条2に掲げるフィンランドの制度の実施に責任を有する機関

(g) 「保険期間」とは、次の期間をいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険

料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際し当該法令に基づいて考慮されるその他の期間。ただし、

社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

フィンランドについては、所得比例年金制度における保険料納付期間又は保険料納付期間と同等のもの認められるその他の期間

(h) 「給付」とは、一方の締約国の年金制度の下での年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めないものとし、また、第十二条の規定は、この(a)に掲げる日本国の年金制

度については、適用しない。

(i) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(b) 失業等給付に関する日本国の雇用保険制度について適用する。ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一条、第十四条から第十八条まで、第二十三条、第二十六条（3の規定を除く。）及び第二十八条2の規定は、この(b)に規定する日本国の制度については、適用しない。

2 フィンランドについては、次の事項に関するフィンランドの制度について適用する。

(a) 所得比例年金制度の下での老齢年金、障害年金及び遺族年金。ただし、この協定の適用上、第十二条の規定は、この(a)に規定するフィンランドの所得比例年金制度については、適用しない。

(b) 失業保険。ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第十一条、第十四条から第十八条まで、第二十三条、第二十六条（3の規定を除く。）及び第二十八条2の規定は、この(b)に規定するフィンランドの制度については、適用しない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三条に規定する者であつて第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該者が当該一方の締約国の国民であるとした場合と同一の条件で支給する。

3 この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に

基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、その就労に関し、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(a) 当該他方の締約国の領域内で雇用契約を締結していない場合

(b) 当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、当該一方の締約国

の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

- 2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

- 3 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内で自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内で自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

- 4 3に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対し3に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

- 1 いずれか一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者については、その就

労に関し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

- 2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令の適用を受けることとなる者については、その就労に関し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

- 1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

- 2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、これらの者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条まで及び第十二条の規定の例外

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請

又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条まで及び第十二条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 配偶者及び子

日本国の領域内で就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりフィンランドの法令のみの適用を受けるものに行方する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)(i)に規定する日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

第十二条 日本国の雇用保険制度及びフィンランドの失業保険制度に関する適用法令

第六条及び第七条の規定にかかわらず、第二条1(b)に規定する日本国の制度及び同条2(b)に規定するフィンランドの制度については、次の規定を適用する。

1 第二条1(b)に規定する日本国の制度又は同条2(b)に規定するフィンランドの制度に加入し、かつ、一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域

内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、その就労に関し、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(a) 当該他方の締約国の領域内で雇用契約を締結していない場合

(b) 当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第十三条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2、第十一条及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 日本国の給付に関する規定

第十四条 通算

1 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、フィンランドの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、フィンランドの法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の

保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がフィンランドの法令による保険期間（フィンランドの実施機関により証明されたものに限る。）中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり、当該要件は、満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

第十六条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにフィンランドの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びフィンランドの法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、厚生年金保険における保険期間が日本国

の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二章 フィンランドの給付に関する規定

第十八条 フィンランドの法令による給付

1 フィンランドの実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、フィンランドの法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、フィンランドの法令による保険期間と重複しないことを条件として、必要があるときは、日本国の法令による保険期間を考慮する。

2 フィンランドの実施機関は、1の規定の適用により給付を受ける権利を取得する受給者について、フィンランドの法令による保険期間のみを直接の基礎として当該給付の額を計算する。

3 2に規定する給付を支給するフィンランドの実施機関は、受給者がフィンランドの領域内で取得した所得のみを考慮する。

第四部 雑則

第十九条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。
- (b) この協定の実施を円滑にするため、実施機関の中から、直接相互に連絡することができる連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減が規定されている場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十一条 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、フィンランド語、スウェーデン語又は英語により、直接に連絡することができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、日本語、フィンランド語、スウェーデン語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十二条 情報の伝達及び秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2 一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関の要請がある場合には、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であって1に規定する情報以外のもの（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って当該他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達することができる。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3 一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則並びに次の規定により規律される。

(a) 伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、伝達される個人に関する情報が正確であり、関

連があり、及び伝達される目的に関して必要なものに限定されていることを確保する。不正確な情報又は伝達することが伝達側の締約国の法律及び規則に合致しない情報が伝達された場合には、伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対して直ちにこの事実を通報する。受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、当該情報を遅滞なく訂正し、又は廃棄する。

(b) 伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関及び受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関の双方は、個人に関する情報を許可されていない又は不法なアクセス、開示又は変更から効果的に保護する。

(c) 伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関により、受領側の締約国の法律及び規則に従って廃棄される。

(d) 個人に関する情報の保護に関する権利の侵害があった場合には、各締約国の法律及び規則に従って適当な救済措置をとる。

(e) 本人の請求がある場合には、

(i) 伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、伝達側の締約国の法律及び規則に従って正確な情報を訂正し、受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対してその訂正を遅滞なく通報する。

(ii) 受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、受領側の締約国の法律及び規則に従って情報の処理を停止し、伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対してその処理の停止を遅滞なく通報する。

第二十三条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、

不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。

- 3 フィンランドの法令による給付の支払の遅滞に係る増加額は、フィンランドの実施機関又は連絡機関が文書による給付の申請を受理した日から計算する。

第二十四条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十五条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十六条 効力発生前の事実及び決定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3 第七条1若しくは3又は第十二条1の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、第七条1若しくは第十二条1に規定する派遣の期間又は第七条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第二十七条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十八条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた

月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

- 2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定に基づいて取得した給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年九月二十三日にヘルシンキで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

村田 隆

フィンランド共和国のために

アイノ・カイサ・ペコネン